



平成
26年度

予算および事業計画が決定しました。

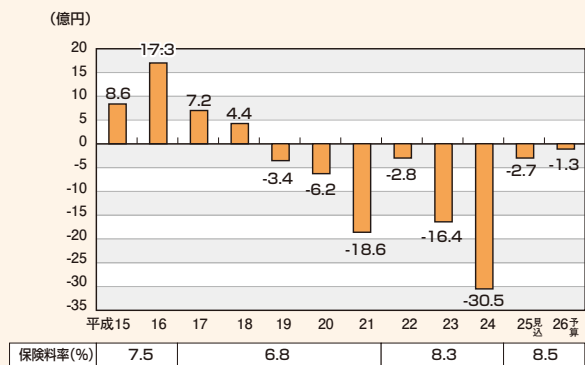
組合会(2月11日開催)報告

マツダ健保は、みなさまからいただいた健康保険料を収入源として、医療費の支払いをはじめ、健診・保健指導の実施など、みなさまの健康をサポートする取り組みを進めています。

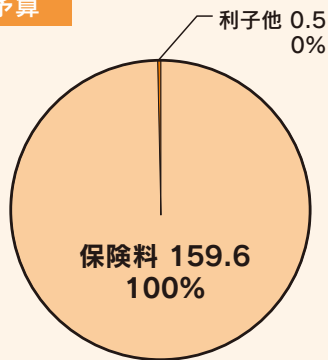
また、誰もが安心して必要な医療が受けられる国民皆保険制度を支えるため、高齢者の医療費を支援する「納付金」を国に納めています。

平成 26 年度の予算は、赤字幅は改善されるものの、平成 19 年度以降連続の「赤字予算」となりますが、事業主業績の改善による年収アップが見込めることから、平成 25 年度に引き上げた保険料率(8.5%)はそのまま維持します。

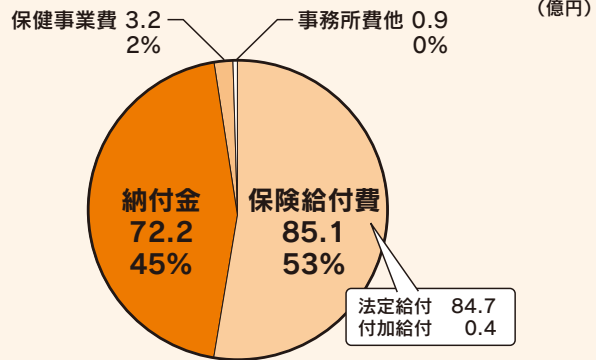
経常収支の推移



平成 26 年度 予算



経常収入 160.1 億円



経常支出 161.4 億円

介護保険料率が改定されます。(介護保険対象は40~64歳のみ)

介護保険料率は単年度見直しを原則としています。平成 26 年度の介護納付金(介護保険事業の財源として国に納付する健保組合負担額)の支払いにあてるための料率を、次のとおりとします。

(単位: %)	平成 26 年 3 月分 (4 月給与控除)より	現 行
会社(事業主)	0.67	0.74
本人(被保険者)	0.67	0.74
計	1.34	1.48

例: 月額 44 万円の方の場合、本人・会社それぞれ月 308 円の減額となります。

平成26年度の主な事業

健康の維持増進のために・・・

1. 健診事業

《被保険者（30・35歳および40歳以上）の方へ》

事業主と共同でがん検診も含めた健診を実施。

《被扶養者（40歳以上）の方へ》

・利用できる健診機関が増えます。

全国1,000以上の健診機関からお選びいただけます。

・健診内容と補助条件が変わります。

基本の健診コース（一般健診コースまたは特定健診コース）それぞれにオプション検査（胃部X線・子宮がん・乳がん）を付加することができるようになります。

費用は、健診総額のうち2万円までは健保組合が負担し、2万円を超える額が自己負担となります。

・予約方法と予約期間が変わります。

健診機関へ直接電話予約していただけます。年度中、随時予約可（H27.1.17まで）。

※4月下旬に対象者のご自宅に健診案内を送付いたします。

より受診しやすく
健診制度を
変更します！



2. 健康サポート事業：63歳以上のご家族を対象に、保健師等が家庭訪問し健康に関するアドバイスをいたします。

保健指導・PRのために・・・

1. 特定保健指導の推進

2. 機関紙「やすらぎ」の発行（3月・9月）

3. 育児情報誌「お医者さんにかかるまでに」を新生児誕生家庭に配布

4. 医療費通知の発行（年3回）

H26. 6月発行	H26.10月発行	H27. 2月発行
H25.12月～H26.3月 診療分	H26.4月～H26.7月 診療分	H26.8月～H26.11月 診療分

受診日数や
請求金額に
間違いがないか
確認しましょう。

5. ジェネリック医薬品自己負担軽減額通知の発行

6. 事業主との共同保健事業：メンタルヘルス対策の強化など加入事業所の事業を支援

7. ホームページを活用した情報提供

付加給付制度

延長傷病手当金付加金：傷病手当金の法定支給期間1年6ヵ月終了後に9ヵ月間延長して支給

その他

1. 被扶養者現況確認調査の実施（平成26年7月実施予定）

2. データ分析の実施とその結果に基づく「データヘルス計画」の策定

医療費情報と健診結果を突合し分析した結果に基づく、健康保持増進のための事業計画を策定し、平成27年度から3年計画で実施するものです。

法改正情報

～平成26年4月1日より～

・産前産後休業期間中の保険料免除が始まります。

次世代育成支援をするために、産前産後休業を取得した方は育児休業と同じように保険料が免除されます。

会社（事業主）から申請されるので、個人の手続きは不要です。

※産前産後休業期間…産前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）、産後 56 日のうち
妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間。



・70～74歳 一部負担金の割合が変わります。

新たに 70 歳になる方から、段階的な一部負担金（窓口負担）の見直しが実施されます。
これによって 70 歳以上の方の一部負担金割合が、1 割の方と 2 割の方に分かれます。

70 歳となる誕生日の月の末日に、新しい保険証を、マツダ健保から会社（事業主）を経由して
交付しますので、特に手続きは不要です。

	70歳になった月の翌月より
昭和19年4月2日以降に生まれた方	2割負担
昭和19年4月1日までに生まれた方	1割負担

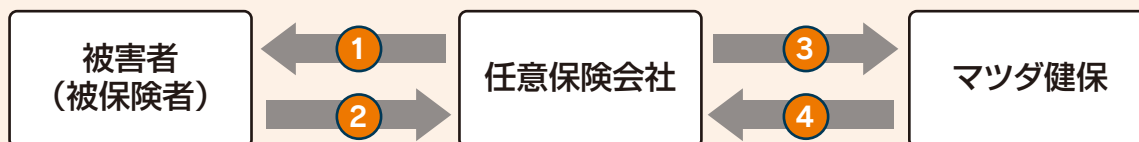
但し、現役並み所得の方については一部負担金割合は 3 割となります。

知っとく 情報

「第三者行為による傷病届」の作成・提出を保険会社が支援!

交通事故で健康保険を利用する場合、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。
任意保険会社が関与する交通事故は、書類作成等の支援によりスムーズに届出ができます。

- 1 任意保険会社が「第三者行為による傷病届」の作成を支援
- 2 被保険者が内容を確認して署名または記名、押印
- 3 任意保険会社が「第三者行為による傷病届」をマツダ健保に送付
- 4 マツダ健保は届出に基づき任意保険会社に求償



豊富な情報
サービス



マツダ健保ホームページ

<http://mkenpo.mazda.co.jp/>

マツダ健保

検索

マツダ健保ホームページでは、健康保険の各種申請や、健康・健診に関する情報を掲載していますので、ぜひご活用ください。

疑問・質問・気になることに詳しく説明いたします。

知っておきたい高額療養費のしくみと手続き。

だれでもここからプリントできます。

イラストで分かりやすく解説します。

インターネット環境があればどこからでもアクセスできます。

Check!



健康保険に関する情報を分かりやすく紹介するとともに、みなさまの利便性向上のため、随時改訂を行っておりますので、ご活用をよろしく願いたします。

~異動の多い時季となりました~

被扶養者の異動の届出をお忘れなく

就職や就業条件の変更、または結婚などで、被扶養者の異動がある場合は、原則として異動のあった日から5日以内の届出をお願いいたします。

※後日マツダ健保が行う資格調査で削除漏れが分かった場合、被扶養者資格を遡って削除することがありますのでご注意ください。

やすらぎ(No.466)2014年3月発行

発行者 マツダ健康保険組合
広島県安芸郡府中町新地3番1号 電話(082)287-4644

